

仕 様 書

件 名	油水分離槽清掃	作成年月日	令和 5年 3月 6日
		作成部隊	湯布院駐屯地業務隊
		作成者	准陸尉 麻生 敏正

1 適用範囲

この仕様書は、湯布院駐屯地食厨房における「油水分離槽清掃」について適用する。

2 場 所

大分県由布市湯布院町川上941 陸上自衛隊湯布院駐屯地食厨房施設内

3 期 間

令和5年4月1日～令和6年3月31日(毎月1回基準)

4 清掃方法

- (1) 油水分離槽の汚物を、全て吸い取るものとする。
- (2) 油水分離槽の壁は、水・長へら等を使用し付着物を除去するものとする。
- (3) 作業に際しては、周辺に汚物等が飛散しないよう十分注意するものとする。

5 一般事項

- (1) 清掃作業に際しては、時間的制約等を受けるので作業工程等を関係者と綿密に調整して作業を進めること。
- (2) 本作業に際して施設の損傷等があった場合、請負人において在来の性能に復旧すること。
- (3) 本作業で発生した汚泥等は、請負業者の責任において関係法規に基づき適切に部外に搬出処分する。
- (4) 駐屯地の電気・水については使用させない。
- (5) 作業に伴い発生する汚泥及び油分を含む洗浄水は、産業廃棄物処理とし業者から産業廃棄物管理票を受領し、産業廃棄物管理票(マニフェストA・B2・D・E票)を部隊担当官に提出するものとする。
- (6) 別紙「湯布院駐屯地食堂平面図」

6 その他

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。